

危険物新聞

第4回 危険物取扱者試験

2月11日、府立大学で

財消防試験研究センター大阪府支部では、平成7年度第4回危険物取扱者試験を2月11日(日)に、大阪府立大学で下記のとおり実施する予定。

第4回危険物取扱者試験

試験日	2月11日(日) 乙種・4類(午前・午後) 甲種、4類以外の乙種、丙種(午後)
試験会場	大阪府立大学(堺市)
願書受付日	1月18日、19日
願書受付場所	大阪府職員会館

予備講習会は

堺、吹田など府下6会場で

予備講習は、甲種、乙種4類について、大阪、堺、吹田など府下6会場で別掲のとおり(8頁参照)開催する。

*今回は、丙種の講習会は行いません。次の丙種の講習は6ヶ月期の予定です。

第504号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集発行人 松村光惟

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL(531) 9717-5910
定価 1部 60円

保安講習予定表(2月期)

平成7年度の保安講習会は、下記の日程をもって終了します。平成8年度は8年6月下旬より実施の予定ですので受講期限のせまっている方は早い目に手続願います。

8年2月期 日程表

◇化学工場関係(1会場)

回数	開催日時(予定)	会場	
60	2月14日(木)午後	大阪府商工会館	大阪市

◇その他・一般(6会場)

回数	開催日時(予定)	会場	
56	2月6日(火)午後	大阪府商工会館	大阪市
57	2月7日(水)午後	堺市民会館	堺市
58	2月8日(木)午後	茨木市商工会議所	茨木市
59	2月13日(火)午後	大阪府商工会館	大阪市
61	2月15日(木)午後	東大阪・弘容ビル	東大阪市
62	2月16日(金)午後	大阪府商工会館	大阪市

注1. 講義時間は3時間です。

(開講時間は講習会場によって若干異なります。)

注2. 会場欄中※印の会場は駐車可。(ただし、堺市民会館は有料。)

普通消防ポンプ車

MX-1

消防そして救助。災害にも即応する資機材を搭載。

- MX-1専用キャブ、ハイルーフ&ワイドウインド
- オートマチックトランクションミッション
- フルパワーP.T.O.
- デジタル表示式集中コントロールパネル
- 動力式ホースレイヤー
- 吸管、各種放水器具、資機材をコンパクトに収納



MORITA

森田ポンプ株式会社

本社／〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号
TEL(06)756-0110 FAX(06)754-3461
東京・大阪・仙台・名古屋・福岡・富山・松山

危険物規制の動向

「危険物規制行政における規制緩和について」

自治省消防庁危険物規制課 米澤 朋通

1 規制緩和をめぐる動き

政府としては従来より、行政改革、規制緩和を推進してきたところであり、消防庁においてもこの方針に基づき、安全性の確保に十分配慮しながら規制緩和を推進してきたところである。しかし、近年、内外の経済情勢を踏まえ、経済の活性化、内需の振興を図る観点から、公的規制の一層の緩和等が叫ばれていることは、御承知のとおりである。そこで最近における危険物規制行政に係る規制緩和への取組について以下に記す。

(1) 緊急経済対策

平成5年8月19日の閣議において内外の経済情勢を踏まえ、経済の活性化、内需の振興を図る観点から、規制緩和、円高差益の還元の問題に早急かつ真剣に取り組むことされ、同年9月16日の緊急経済対策閣僚会議において「規制緩和等の実施について」が決定された。この中で危険物規制行政に係る規制に関して、安全性等を十分検討の上、可能な限りの規制の緩和を行うこととし、次の5項目が盛り込まれた。これらについては、すべて平成6年度中に措置されたところである。

- ①タンクローリーの容量制限の緩和・メタノール給油取扱所の設置に関する基準の整備
- ②天然ガス(CNG)充填所等の設置に関する基準の整備
- ③危険物輸送容器等に係る基準の国際基準への整合化
- ④完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲の縮小
- ⑤危険物の地下貯蔵タンクの基準の見直し

(2) 今後における行政改革の推進方策について〔中期行革大綱〕(平成6年2月15日閣議決定)

この中においては危険物規制行政に係るものとして、1の緊急経済対策に盛り込まれた規制緩和事項に加え、許認可等の整理の一環として、危険物取扱者試験受験資格の認定制度の廃止が盛り込まれた。これについても平成6年度に措置されたところである。

(3) 今後における規制緩和について〔規制緩和推進要綱〕(平成6年7月5日閣議決定)

行政改革推進本部において、規制緩和策の取りまとめ作業が行われ、6月28日に行政改革推進本部決定がなされた。これを受け、政府において内需の拡大、輸入の促進、新規事業の創出、内外価格差の縮小等を期する観点から、規制緩和等の推進を図ることとされ、7月5日に279項目の規制緩和事項が決定された。この中で、危険物規制行政に係るものとしては、次の4項目が決定された。これらのうち①については、平成6年度中に措置され、②及び③については、後述の「規制緩和推進計画」に基づき、引続き検討中である。なお④については、海外において当該電池の事故が相次ぎ生産が中止されたため、その安全性を最終的に確認できなかったものである。

- ①国際的基準に適合しその旨が表示されている国際輸送用タンクコンテナについて、完成検査前検査を省略する。
- ②セルフサービス方式の給油取扱所について、安全性の確保に配慮しつつ技術上の基準等について検討する。
- ③給油取扱所の荷卸し時の立会い義務の緩和について安全性の確保に配慮しつつ技術上の基準等について検討する。
- ④ナトリウム硫黄電池について、電気自動車用電池として使用する場合の安全性等について検討を行い、その結果を踏まえ、これに係る危険物の規制を緩和する。

2 規制緩和推進計画とその対応

(1) 規制緩和推進計画

(平成7年3月31日閣議決定)

「今後における規制緩和の推進等について」(平成6年7月5日閣議決定)において、既往の規制緩和方策の成果を踏まえ、今後更に規制緩和の推進に積極的かつ計画的に取り組むこととするため、平成6年度内に、5年を期間とする「規制緩和推進計画」(仮称)を策定することとされた。

これを受け、平成7年3月31日の閣議において、我が国経済社会を国際的に開かれたものとし、自己責任原則と

市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本として、①消費者の多彩なニーズに対応した選択の幅の拡大、内外価格差の縮小等により、国民生活の質の向上を目指す、②内需の拡大や輸入の促進、事業機会の拡大等を図り、対外経済摩擦の解消等に資する、③国民負担の軽減、行政事務の簡素化を図る観点から、平成 7 年度から 11 年度までの「規制緩和推進計画」を定め、規制緩和等を積極的に推進することとされた。危険物規制行政に係るものとしては(資料 1)に掲げる事項が決定された。

なお、4 月 14 日に経済関係閣僚会議で決定された「緊急円高経済対策」において、5 年計画を 3 年計画として前倒し実施することとされた。

(2) 規制緩和推進計画への対応

規制緩和推進計画に盛り込まれた事項のうち危険物規制行政に係るものについて、平成 7 年 8 月までに所要の措置が講ぜられたものは、(資料 2)のとおりである。

また、規制緩和推進計画で平成 9 年度までの 3 カ年で検討することとされているセルフサービス方式の給油取扱所及び給油取扱所の荷卸し時の立会い義務について、消防庁では、平成 7 年度に、給油取扱所の安全性等に関する調査

(資料 1) 規制緩和推進計画 個別施策 (消防庁分)

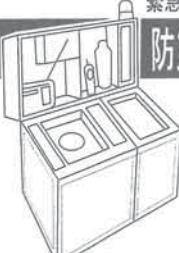
5 基準・認証・輸入等関連関係

(1) 基準・認証

xiv) 危険物輸送

事項名	措置内容	実施予定期				備考	所管省庁
		平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 ~ 11 年度		
①危険物輸送容器等に係る基準	海外において危険物の輸送のための容器として用いられている IBC (インターミディエイトバルクコンテナ) について、危険物の運搬容器として使用できるよう技術上の基準を整備する。	7 年 4 月					自治省
②国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査	国際海事機関が採択した危険物の輸送に関する規程 (IMDG コード) に定める水圧試験に係る基準に適合し、その旨が表示されているタンクコンテナについて、完成検査前検査を省略する。	7 年 4 月					自治省

LIFE LINE STATION
緊急用飲料水・電気・ガス供給機
防災ライフ・ライン・ステーション



いざというとき
●飲料水
●電 気
●熱 源
の確保ができます。

矢ヶ崎機工株式会社 ☎ 06-657-3791

検討委員会を設置し、国内外の事故事例の分析等を中心に安全性の問題について検討を進めているところである。

規制緩和は、近年の流れとなっているが、消防行政に関する規制は、いわゆる社会的規制に属するものであり、国民の生命、身体及び財産を保護する上で極めて重要なものであるため、規制緩和の趣旨を踏まえるとともに、安全性の確保に十分配慮しながら、適切に対処していく必要がある。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フローツイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技ビル ☎ 358-9467~8

10 危険物・防災・保安関係

(6) 消防法関係

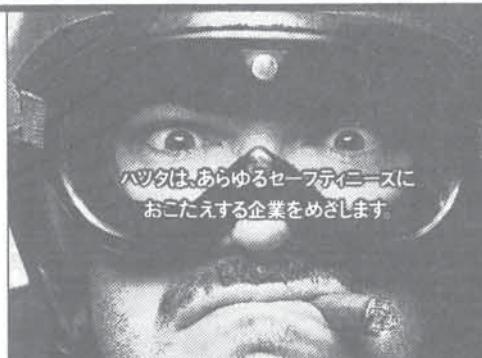
事項名	措置内容	実施予定期				備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10~11年度		
セルフサービス方式の給油取扱所	セルフサービス方式の給油取扱所について、平成7年度に調査検討委員会を設置し、安全性の問題について平成9年度を目途に結論を得べく、諸外国の実施状況等に留意しつつ検討を進める。	7年度	~	9年度目途 (検討)	(結論)		自治省
②給油取扱所の荷卸し時の立会い義務	給油取扱所の荷卸し時の立会い義務も緩和について、平成7年度に調査検討委員会を設置し安全性の問題について平成9年度を目途に結論を進める。	7年度	~	9年度目途 (検討)	(結論)		自治省
③危険物施設の設置又は変更に係る手続き	危険物施設の設置又は変更の許可に係る手続きに関する、下記の事項等について措置する。 ・危険物の製造又は取扱いを行う工場敷地内の建物の新築・増改築に係る手続きの簡素化 ・給油取扱所の建設に係る手続きの簡素化 ・危険物施設の設置・変更許可申請に係る添付書類の削減 ・危険物施設の軽微な変更のうち、許可を要せず、資料の提出を求めるものの範囲の拡大と明確化 ・危険物施設の軽微な変更のうち、資料の提出と要しないものの範囲の拡大	7年度 (実態等の調査、検討)	8年度 目途 (実施)				自治省
④屋外タンク貯蔵所に係る不等沈下量の測定	屋外タンク貯蔵所の定期点検項目のうち不等沈下量の測定について、設置後一定期間以上経過し、不等沈下量の値が一定値以下となったものについて、年1回の測定頻度を延長する。	7年度					自治省
⑤完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲	製造所又は一般取扱所の液体危険物タンクで容量が指定数量未満のものについて、完成検査前検査の対象から除外する。	7年4月					自治省
⑥危険物の地下貯蔵タンクの基準	内殻外殻とも強化プラスチック製の二重殻タンクについて、地盤面下に直接埋没することができる地下貯蔵タンクとして使用できるよう技術上の基準を整備する。	7年4月					自治省
⑦移動タンク貯蔵所の設置許可に係る消防法令の運用	移動タンク貯蔵所の設置許可に係る消防法令の運用について実態を調査し、事務処理の統一を図る。	7年度 (実態等の調査、検討)	8年度 目途 (実施)				自治省
⑧屋外貯蔵タンクの溶接工事に係る手続き	屋外貯蔵タンクに係る小規模な溶接工事で安全性が確保されるものについて、変更許可手続きを不要とする。	7年度 (検討)	8年度 目途 (実施)				自治省
⑨甲種危険物取扱者試験受験資格の認定	都道府県知事が認定することとされていた甲種危険物取扱者試験の受験資格について、資格基準の明確化を図る見地から認定を廃止し、自治省令及び消防庁告示にその基準を明定する。	7年4月					自治省



HATSUTA

○ 株式会社 初田製作所
 大阪本社 〒533 大阪府枚方市昭和田町3-5 TEL.(072)0156-129110
 東京本社 〒105 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL. (03)3434-4841

原点はロスフリーベンディングです。
 (保
障
防
止)



頑固な夢がある。

事項名	措置内容	実施予定期				備考	所管省庁
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10~11年度		
⑩土木建設重機等に対する燃料用軽油の給油	建設現場等における土木建設重機等に対する燃料用軽油の給油について、技術上の基準を整備する。	7年度 (問題点の抽出と安全対策の検討)	8年度 (技術基準の検討)	9年度 目途(実施)			自治省
⑪危険物施設に係る保有空地内の綠化	危険物施設に係る保有空地について、火災予防及び消火活動に支障を与えない範囲で植栽を認める。	7年度					自治省
⑫危険物を取り扱う建築物に用いることができる不燃材料の範囲	危険物を取り扱う建築物に用いることができる不燃材料について見直しを行い、その範囲を拡大する。	7年度 (検討)	8年度 目途(実施)				自治省
⑬給油取扱所の事務所等に用いることができる建築材料の範囲	給油取扱所の事務所等に用いることができる建築材料について見直しを行い、その範囲を拡大する。	7年度 (検討)	8年度 目途(実施)				自治省
⑭液化石油ガス(LPG)充填所の設置に関する基準	液化石油ガス(LPG)充填所を給油取扱所に併設することができるよう、安全性等を検討した上で技術上の基準を整備する。	7年度 (問題点の抽出と安全対策の検討)	8年度 (技術基準の検討)	9年度 目途(実施)			自治省
⑮天然ガス(CNG)充填所等の設置に関する基準	天然ガス(CNG)充填所を給油取扱所に併設することができるよう、技術上の基準を整備する。	7年4月					自治省

(資料2)規制緩和推進計画に盛り込まれた事項のうち、平成7年7月までに実施されたもの

事項	措置内容	実施時期
①危険物輸送容器等に係る基準	海外において危険物の輸送のための容器として用いられるIBC(インターミディエイトバルクコンテナ)について、危険物の運搬容器として使用できるよう技術上の基準を整備。	7年4月 7.2.24 省令改正
②国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査	国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程(IMDGコード)に定める水圧試験に係る基準に適合し、その旨が表示されているタンクコンテナについて、完成検査前検査を省略。	7年4月 7.2.3 政令改正
③完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲	製造所又は一般取扱所の液体危険物タンクで容量が指定数量未満のものについて、完成検査前検査の対象から除外。	7年4月 7.2.3 政令改正
④危険物の地下貯蔵タンクの基準	内殻外殻とも強化プラスチック製の二重殻タンクについて、地盤面下に直接埋没することができる地下貯蔵タンクとして使用できるよう技術上の基準を整備。	7年4月 7.2.3 政令改正
⑤甲種危険物取扱者試験受験資格の認定	都道府県知事が認定することとされていた甲種危険物取扱者の受験資格について、資格基準の明確化を図る見地から認定を廃止し、自治省令及び消防庁告示にその基準を明定。	7年4月 7.2.3 政令改正
⑥天然ガス(CNG)充填所等の設置に関する基準	天然ガス(CNG)充填所を給油取扱所に併設することができるよう、技術上の基準を整備。	7年4月 7.2.3 政令改正

我が社の保安対策

「指差呼称で 安全確認」

<高槻市>

(株)西島製作所

当社は大正8年、大阪市此花区でポンプ専門製作工場として創業、昭和16年現在地高槻市に移転しました。創業以来ポンプの専業メーカーとして「金錢の赤字は出しても信用の赤字は出すな」を社是として人間生活とは不可分の関係にある液体を輸送する機械としてのポンプを通して社会の発展や文化の向上に貢献してまいりました。近年企業がはたすべき社会責任がますます大きくなっていく中にあって、如何に地域社会に貢献し共存共栄をはたすかが大きく問われているところです。当社は安全衛生、防火防災、環境保全を柱に労使双方からなる安全委員会を組織し、人命尊重を基本理念として工場安全に関する意見を聴取し、実施計画を策定、活動を推進しております。安全委員会組織には自衛消防隊、危険物取扱責任者、火元責任者等を配し、安全委員会と連携をとりながら、それぞれの年度計画に基づき防火、防災活動を遂行しております。

以下、当社の防火防災活動を紹介します。

(1) 指差呼称の徹底

火災原因の大部分は人的要因によるものであると言われています。つい確認をおこなった、消したつもりが!といった事故を防がなければなりません。当社は数年前より全社員参加で指差呼称運動を行っており、お互いが声を出して指差、確認することでケアレスミスの減少をはかっています。

(2) 防火、防災活動

①危険物施設の点検；工場内の危険物施設はすべて年2回以上の定期点検並びに日々の日常点検を実施しており併せて危険物の保管数量については必要最小限にするよう指導を徹底している。

②消防設備の維持点検；自動火災報知器、屋内、屋外消火栓等の設備については、年2回の機能点検を行い消防ポンプ、消火器等については、毎月1回放水テストを含め点検整備を実施しており、併せて各種標識についても点検を行っている。

③安全通路の確保；当社製品は大型製品が多く、期末には工場内に製品が輻輳するので安全通路の確保、とりわけ消防設備周辺の整理整頓には注意をしている。



(株)西島製作所 事業所建物

(3)防災訓練

①自衛消防隊；基本訓練として年6回、夜間訓練、普及訓練として年2回それぞれ実施しており各班の役割に応じて通報、初期消火、避難誘導、救助など一連の訓練により技術、技能の向上に努めている。

②一般社員；年3回職場単位で消火器、消火栓及び各種消防機器の操作方法並びに避難訓練等を実施している。

(4)教育

①新入社員；新入社員導入教育のカリキュラムに危険物に関する教育を含め、消火器による消火訓練、消防ポンプに



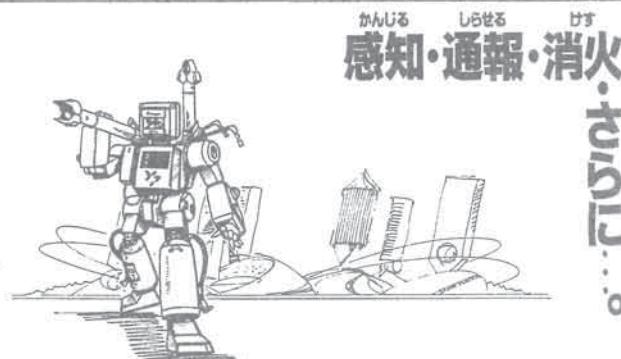
セイワディ & ファニティ

防災活動は、安全の構築です。
消防設備は、さあまな防災機器や
安全装置が、安全の構築です。
感覚的な消すことを
感じさせることで
安全意識が、安全の構築です。
目的的防災機器の研究開発をめざす
セイワディ・ファニティのシステムとして
完成をめざします。

YAMATO PROTEC
セイワディ & ファニティ

ヤマトプロテック株式会社

本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL (06)976-0701代 東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL (03)3446-7151代 上場銘柄セイワディ・ファニティ 株式会社 証券コード：セイワディ



より放水訓練を実施している。

②一般社員：年2回の火災予防週間に防火映画の上映等を行なう。また日常管理の中で職務が危険物、火気の取扱について指導を行なう。冬季には暖房用の灯油が職場で使われる所以注意をしている。

③危険物取扱者：防火、防災教育の一環として毎年数十名を講習会に参加させ、有資格者養成をしている。

(5) 防災計画並びに活動評価

年度始めの安全委員会で年間計画を策定し具体的な実施項目については、自衛消防隊の年度計画に設備の改善、訓練、教育計画を折込んでいます。これらの計画の遂行については、日々の管理項目として取り入れ、毎日の安全バ

トロールにより問題点の抽出、改善活動を行なっています。危険物の取扱いは、その危険物の特性をよく理解した上でないと大変危険でありその特性により取扱方法、消火方法等が異なるわけですから安全教育の際、取扱者がその特性を十分理解できるよう教育するとともに、日常の取扱いに不都合があれば改善し、全員に周知徹底し、お互いが注意し合う職場環境が、引いては安全な職場環境作りにつながると思われます。小さな危険要因でも見のがすことなく、それらの要因を取りのぞく眼を養うことが重要です。有事に際していかに被害を最小限に止めるか、設備の充実は勿論のことそれを使いこなす我々社員の組織力、技術の向上の為繰り返し実技訓練を行なっています。

協会だより

■ 泉佐野市火災予防協会

臨空タウンで人文字

“火の用心”

泉佐野市消防本部では、臨空タウンに建設中の超高層のゲートタワービル横広場に、建設関係者の協力のもと、赤で「火の用心」の文字を書き、火災予防週間中のメインイベントとして、空へむけてアピールした。

■ 吹田市危険物安全協会

会員研修会・定例表彰・懇親会開催

吹田市危険物安全協会では、11月28日に会員研修会・会長定例表彰・懇親会を開催した。

会員研修会は、守口市内の松下電器産業株式技術館で行われ、災害対策関連商品の説明を受け、ホームオートメーションシステム、データーシステムなど最新技術の数々を見学し有意義な研修会となった。



りんくうゲートタワービルの横に描かれた“火の用心”

また会長定例表彰・懇親会は吹田市内の、“千里石亭”で行われ、12名の方々が表彰を授賞された。

その後懇親会に移り、なごやかな雰囲気のうち終了した。

平成7年度 危険物安全運動推進標語

確実な 攻守がきめての 危険物

危険物取扱者予備講習 ご案内

平成7年度第4回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

今回は、丙種の講習は行いません。次の丙種の講習は6月期の予定です。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	1月22日(月)、1月25(木)、2月2日(金)	9時30~16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種 4類	1月23日(火)、1月24日(水)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	1月26日(金)、1月29日(月)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	1月29日(月)、1月30日(火)	10時~16時30分	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	2月1日(木)、2月2日(金)	10時~16時30分	吹田メイシアター (阪急千里線吹田駅ヨリ約5分)
日曜コース	1月21日(日)、1月28日(日)、2月4日(日)	10時~16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)

(注)甲種と乙種日曜コースは3日間で、乙種は2日間で1コースです。

2. 受付場所と受付日時

- ①四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内にお願いします。
- ②各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てていますので、満席の節は受け付けできませんからご了承下さい。
- ③申込手続きは代理でも結構です。

受付場所	日時
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅より北へ6分)	東大阪市西防火協力会 1月10日(水) 午前10時~11時30分
守口消防署 (地下鉄・守口駅前)	守口消防署 1月10日(水) 午後1時30分~4時
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中市防火安全協会 1月11日(木) 午前10時~11時30分
茨木市消防本部内 (JR・阪急・茨木駅より13分)	茨木市災害予防協会 1月11日(木) 午後1時30分~4時
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 1月12日(金) 午前10時~11時30分
堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会 1月12日(金) 午後1時30分~4時
吹田市消防本部内	吹田市危険物安全協会 1月16日(火) 午後1時30分~4時
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	(財)大阪府危険物安全協会 1月17日(水) 1月18日(木) 午前10時~午後4時

(注) 12:00~12:45までは昼休みとさせていただきます。

3. 日曜コースの申込方法

日曜コース(定員70名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会費

(会費には、各テキスト代を含みます。)テキスト不要の場合は甲種、乙種2,000円減額。(テキストは平成7年度用改訂版を使用)

種別	会員	会員外
甲種	16,000円	18,000円
乙種4類	11,000円	13,000円
乙種(日曜コース)	16,000円	18,000円